

日医発第1395号（保険）
令和6年11月12日

都道府県医師会
社会保険担当理事 殿

日本医師会常任理事
長 島 公 之
(公印省略)

令和6年11月8日からの大雨の被災者に関する既往歴等の提供について

令和6年11月8日からの大雨により被災した国民健康保険又は後期高齢者医療制度に加入する被保険者において、かかりつけの医療機関等で診療・調剤を受けることができないため、他の医療機関等を受診する際、当該被保険者に係る既往歴や薬剤情報を把握できない場合が想定されます。

現在、被災した一部地域において「緊急時医療情報・資格情報機能」がアクティブ化されており、当該機能を活用することで、患者の同意の下、マイナンバーカードが手元になくても、患者の4情報での検索により、患者の薬剤情報等を把握することができますので、ご活用ください。

さらに、建物や通信機器の損壊等により医療機関等でオンライン資格確認等システムを利用できないという場合も想定されることから、今般、災害救助法が適用された市区町村の所在する都道府県の国民健康保険団体連合会（国保連）においては、医療機関等及び保険者等から、被災した被保険者の罹患情報等の照会に応じ、国保連の保有する国民健康保険又は後期高齢者医療制度の被保険者の罹患情報等を提供する事業を実施することとなりましたので、ご連絡申し上げます。

当該事業の実施上の留意点等の詳細につきましては、添付資料をご参照くださいますようお願いいたします。

また、今般の災害により、鹿児島県大島郡与論町において災害救助法が適用されたことに鑑み、災害により被災した国民健康保険被保険者に係る国民健康保険料（税）等の取扱いに関する事務連絡が再周知されておりますので、併せてご連絡申し上げます。

つきましては、貴会関係会員への周知方ご高配賜りますようお願い申し上げます。

<添付資料>

- ・ 令和6年11月8日からの大雨の被災者に関する既往歴等の提供について
(令6.11.11 事務連絡 厚生労働省保険局国民健康保険課・高齢者医療課・医療介護連携政策課)

- ・「災害により被災した国民健康保険被保険者に係る国民健康保険料（税）等の取扱いについて」の再周知について
（令 6.11.9 事務連絡 厚生労働省保険局国民健康保険課）

事 務 連 絡
令和 6 年 11 月 11 日

地方厚生(支)局医療課
都道府県民生主管部(局)
国民健康保険主管課(部)
後期高齢者医療主管課(部)
都道府県後期高齢者医療広域連合事務局

御中

厚生労働省保険局国民健康保険課
厚生労働省保険局高齢者医療課
厚生労働省保険局医療介護連携政策課

令和 6 年 11 月 8 日からの大雨の被災者に関する既往歴等の提供について

令和 6 年 11 月 8 日からの大雨により被災した国民健康保険又は後期高齢者医療制度に加入する被保険者におかれては、かかりつけ医等の医療機関等で診療を受けることができず、他の医療機関等において診療を受ける際に、当該被保険者に係る既往歴や薬剤情報を把握できない場合が想定されます。

現在、「令和 6 年 11 月 8 日からの大雨にかかるオンライン資格確認等システムにおける「緊急時医療情報・資格確認機能」をアクティブ化する医療機関・薬局の範囲・期間について」（厚生労働省保険局医療介護連携政策課、医薬局総務課、社会・援護局保護課連名事務連絡）により、被災した一部地域において「緊急時医療情報・資格情報機能」がアクティブ化されており、当該機能を活用することで、患者の同意の下、マイナンバーカードが手元になくても、患者の 4 情報での検索により、患者の薬剤情報等を把握することができますので、ご活用ください。

他方、建物や通信機器の損壊等により、医療機関・薬局でオンライン資格確認等システムを利用できない場合も想定されることから、このたび災害救助法が適用された市区町村の所在する都道府県の国民健康保険団体連合会（以下「国保連」という。）においては、かかりつけ医等の医療機関等以外においても、被災した被保険者の罹患情報等を把握し、適切な医療を速やかに提供するため、医療機関等及び保険者等からの照会に応じ、国保連が保有する、国民健康保険又は後期高齢者医療制度に加入する被保険者の罹患情報等を提供する事業を実施することとなりました。ついては、事業の実施について貴管内関係者に対する周知等、特段のご配慮をお願いいたします。

なお、国保連が当該事業を実施するに際しては、下記の点に留意することとしております。詳細につきましては、各国保連にお問合せ下さい。

記

1. 本人の同意

診療報酬明細書等に記載されている情報を第三者に提供されることについて同意が得られていることを、当該被保険者を診療している医師等を介して確認する等の方法により適切に確認すること。なお、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年 5 月 30 日法律第 57 号）において、「人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき」は本人の同意は不要とされている。

2. 本人が閲覧しないことの確認

被災した被保険者本人が傷病名等を知ることによって診療上支障が生じる場合があることから、診療報酬明細書等については、被保険者本人が閲覧しないよう、診療を行う医師等に対して直接提供すること。

3. 照会への対応状況の記録

診療報酬明細書等の提供を受けた医療機関等の名称、医師名、年月日、提供情報の概要等について、記録すること。

事 務 連 絡
令和 6 年 11 月 9 日

都道府県民生主管部（局）
国民健康保険主管課（部） 御中

厚生労働省保険局国民健康保険課

「災害により被災した国民健康保険被保険者に係る
国民健康保険料（税）等の取扱いについて」の再周知について

平素より国民健康保険制度の円滑な実施につきましては、格段のご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

災害により被災した世帯の国民健康保険被保険者に係る国民健康保険料（税）等の取扱いについては、「災害により被災した国民健康保険被保険者に係る国民健康保険料（税）等の取扱いについて」（平成 25 年 5 月 2 日付け厚生労働省保険局国民健康保険課・総務省自治税務局市町村税課事務連絡）（以下「事務連絡」といいます。）においてお示しするとともに、当該取扱いについて、管内の保険者への周知・指導をお願いしているところです。

今般、令和 6 年 11 月 8 日からの大雨災害により、令和 6 年 11 月 8 日付けで鹿児島県大島郡与論町において災害救助法（昭和 22 年法律第 118 号）が適用されたことにかんがみ、別添のとおり事務連絡を改めて周知しますので、同内容について改めてご了知いただくとともに、関係保険者への周知等について、特段のご配慮をお願いします。なお、今後、新たに災害救助法が適用された場合等においても、各都道府県におかれましては、関係保険者に遺漏なく周知いただきますよう御配慮をお願いいたします。

事 務 連 絡
平成 25 年 5 月 2 日

都道府県民生主管部（局）
国民健康保険料主管課（部）
都道府県総務主管部（局）
国民健康保険税主管課（部）

} 御中

厚生労働省保険局国民健康保険課
総務省自治税務局市町村税課

災害により被災した国民健康保険被保険者に係る
国民健康保険料（税）等の取扱いについて

標記について、災害により被災した世帯の国民健康保険被保険者（以下「被災被保険者」という。）に係る国民健康保険料（税）等については、保険者において適切にご対応いただいているところですが、下記内容について改めてご了知いただくとともに、災害の発生により貴管内の市町村が災害救助法（昭和22年法律第118号）の適用を受けた場合等にあつては、同内容について関係保険者への周知・指導等よろしく取り計られるよう、特段のご配慮をお願いします。

記

- 1 国民健康保険においては、特別な理由がある被保険者に対し、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第44条、第77条及び第81条並びに地方税法（昭和25年法律第226号）第15条、第20条の5の2及び第717条の規定に基づき、保険者の判断により、国民健康保険料（税）の徴収猶予、納期限の延長及び減免並びに一部負担金の徴収猶予又は減免を行うことができることとなっており、被災被保険者の国民健康保険料（税）等についても被害状況に応じて適切な措置を講じられたいこと。
- 2 被災被保険者に係る国民健康保険料（税）及び一部負担金の減免額については、その実情に対して、国民健康保険の調整交付金の交付額の算定に関する省令（昭和38年厚生省令第10号）第6条第1号又は第4号に基づき、特別調整交付金が交付されること。（交付要件の詳細については「災害による国民健康保険料（税）の減免に伴う特別調整交付金の算定基準について」（昭和42年6月30日付け保発第24号）を参照。）
- 3 国民健康保険料（税）を特別徴収の方法により納付している被保険者から上記1に係る申請があつた場合においては、国民健康保険法施行規則（昭和33年厚生省令第53号）第32条の26第5号及び地方税法施行規則（昭和29年総理府令第23号）第24条の34第2号の規定に基づき、普通徴収の方法による納付への変更が可能であること。
なお、この場合の納付方法については、口座振替の方法に限らないこと。
- 4 国民健康保険料（税）及び一部負担金の減免については、被災地の被保険者に対して周知徹底に努めること。